

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例 平成16年 6 月24日 条例第27号 (罰則) 第16条 第11条の規定による市長の命令（第10条第2号の勧告に係るものに限る。）に違反した者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。	○川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例 平成16年 6 月24日 条例第27号 (罰則) 第16条 第11条の規定による市長の命令（第10条第2号の勧告に係るものに限る。）に違反した者は、6 月以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。